

東近江市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の 定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年11月29日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の 定数に関する条例の一部を改正する条例

東近江市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例（平成28年東近江市条例第40号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東近江市農業委員会の委員の定数に関する条例

第1条中「及び第18条第2項」及び「及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）」を削る。

第2条中「22人」を「40人」に改める。

第3条を削る。

第4条第2項を削り、同条を第3条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年7月24日から施行する。

（東近江市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 東近江市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年東近江市条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表農業委員会農地利用最適化推進委員の項を削る。

提案理由

農業委員の定数を変更すること等により、農業委員会の機能を最大限に発揮するため、本市条例の一部を改正したく、本議案を提出するものである。